

飲料等自動販売機設置事業者募集要領

平成 31 年 4 月

公益財団法人堺市文化振興財団

公募物件一覧

施設名	所在地	設置台数
	設置場所	
堺市民芸術文化ホール	堺市堺区翁橋町 2 丁 1 番 1 号	5 台
	1 階施設内（自販機コーナー）	
	2 階施設内（自販機コーナー）	

※仕様書は、12 ページ以降に記載しています。

1 目的

この要領は、公益財団法人堺市文化振興財団（以下、「当財団」という。）が堺市民芸術文化ホールにおいて、主に来館者及び施設利用者が利用する飲料等自動販売機（以下、「自動販売機」という。）の設置業者を総合評価方式により選定するため、必要な手続きを定めたものです。自動販売機設置事業者（以下、「設置事業者」という。）の募集に参加される方は、この募集要領をよく読み、次の各事項を承知のうえ、お申し込みください。

2 日程

項目	期限、期間等
設置場所の状況確認	令和元年5月9日（木）
質問の受付	令和元年5月14日（火）まで
質問に対する回答	令和元年5月17日（金）（予定）当財団ホームページに掲載
応募の受付	令和元年5月20日（月）から5月24日（金）まで
設置事業者の決定	令和元年6月上旬頃
契約の締結	令和元年6月17日（月）まで
設置開始	令和元年7月1日（月）から

※上表記載の日は、原則として土曜日、日曜日、祝日及び休日を除きます。

※やむを得ない事情により変更する場合があります。

3 設置の期間

設置の期間は、令和元年7月1日から令和4年3月31日までとし、自動販売機の設置及び撤去に要する期間を含むものとします。ただし、当財団が設置の期間を延長して支障がないと判断した場合は、令和6年3月31日まで設置の期間を延長することができます。この場合、令和4年度は再契約、令和5年度は更新となります。前記の設置の期間延長を受けようとするときは、設置の期間満了の6か月前までに当財団と協議してください。

4 応募者の資格要件

(1) 次の要件をすべて満たす個人又は法人が応募することができます。

ア 応募の日から過去2年間において、当財団及び国又は地方公共団体の管理施設（指定管理施設、外郭団体等国又は地方公共団体が直接管理しない施設は除く。）に自らが管理運営する自動販売機の設置実績を有する者で、その間、健全な経営を行っている者

イ 設置事業者自らが自動販売機を設置し、継続して運営する資力、能力を有する者

(2) 次に該当する個人又は法人は、応募することができません。

ア 契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者

イ 法人税、所得税、消費税又は地方消費税を滞納している者

ウ 堺市が課税する市税を滞納している者

※堺市が課している市税には、市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、特別土地保有税、事業所税、都市計画税、入湯税があります。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年 5 月 15 日法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）若しくは堺市暴力団排除条例施行規則（平成 24 年規則第 108 号）第 3 条各号に規定する者（以下、「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者

オ 堺市入札事務に関して資格停止となっている者

5 応募手続き

(1) 受付期間及び受付時間

受付期間	受付時間
令和元年 5 月 20 日（月）から	午前 9 時 00 分から
令和元年 5 月 24 日（金）まで	午後 5 時 30 分まで

(2) 受付場所

堺市堺区翁橋町 2 丁 1 番 1 号
堺市民芸術文化ホール

(3) 提出方法

応募希望者は、応募申込書その他必要書類に所定の事項を記入、押印（実印又は使用印鑑届印）し、提出書類を受付場所まで直接持参のうえ、提出してください。郵送、ファックス、電子メールによる提出は受け付けません。

仕様書 5 設置事業者に記載あるとおり、設置番号ごとに 2 者の設置事業者を選定するため、両方のそれぞれについて書類を提出してください。ただし、重複する応募書類の提出は不要です。

(4) 応募書類

ア 応募申込書（日付は、応募手続き受付期間内の日付を記入してください。）

イ 事業者（会社）概要（会社のパンフレットでも結構です。形式は問いませんが、会社名、所在地、経歴、従業員数は必須です。（補記可）

ウ 住民票又は登記事項証明書（書類提出時点で発行後 3 か月以内の原本に限ります。）

(ア) 個人の場合：住民票

(イ) 法人の場合：履歴（現在）事項全部証明書

エ 印鑑（登録）証明書（書類提出時点で発行後 3 か月以内の原本に限ります。）

オ 法人税、所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書（書類提出時点で発行後 1 か月以内の原本に限ります。）

(ア) 個人の場合：納税証明書その 3 の 2

(イ) 法人の場合：納税証明書その 3 の 3

カ 飲料等自動販売機設置実績報告書

キ 誓約書

ク 設置する自動販売機及び容器回収ボックスのカタログ（外形寸法、諸機能等が確認できるもの）

ケ 納付金額提案書（提案額は消費税等相当額を含まないものとします。）

コ 自動販売機設置に係る提案書 8 部

※ 1 本応募時点で「委託・その他役務提供/その他（業種コード：080）/種目：その他（種目

コード：090) で自動販売機設置事業者として堺市調達課の名簿登録をしている事業者については、ウ、エ、オは不要です。なお、登録内容と応募内容が異なる場合（代表者名が異なる等）は、全ての提出書類が必要となりますのでご注意ください。

※2 上記応募書類のうち、ウ、エ、オは必ず原本を持参してください。原本の返却を希望する場合は提出時に申し出てください。その場合、原本は発行日を確認のうえ、複写後に返却します。

(5) 留意事項

ア 応募者が法人であって、登記事項証明書に複数の代表者が記載されているときは、応募に係る権限を有する者を応募申込書の応募者欄に記入してください。

イ 法人税、所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書の交付請求手続きについては、最寄りの税務署にお問い合わせください。国税庁のホームページ (<http://www.nta.go.jp/index.htm>) から閲覧する場合は、次の順にクリックして手続きをしてください。

「税の情報・手続・用紙」⇒「納税・納税証明書手続」⇒「納税証明書」⇒「[手続名] 納税証明書の交付請求手続」(※平成31年4月25日現在のページ構成)

ウ 法人税、所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書の交付請求の際は、必ず個人の場合は「その3の2」、法人の場合は「その3の3」を請求してください。「その3」は不可) なお、法人税、所得税、消費税又は地方消費税を分納している場合は、納税証明書は交付されないため、入札参加者の資格を満たさなくなりますので、ご注意ください。

エ 法人用の誓約書に記入する役員の住所は、住民登録地（住民票の住所欄に記載されたところ）であり、勤務先の所在地等ではありません。

オ 提案する納付金が最低納付金額（年額）に達しないもの、文字や金額が不明瞭で判読できないもの、金額を訂正したもの、記名押印のないもの、施設名が異なるものは、納付金額の提案を無効とします。

カ 応募受付後の取下げは、行うことができません。

キ 提出された応募書類の返却は、行いません。

ク 応募者に関する情報及び応募者数等の問い合わせについては、一切回答することができませんのでご了承ください。

(6) 個人情報の取扱い

提出された書類に記載の個人情報は、設置事業者の決定及び契約締結事務に使用し、その他の目的のためには使用しません。

(7) 設置場所の状況確認

設置場所の状況確認が必要な応募者は令和元年5月9日（木）午後3時に直接堺市民芸術文化ホールまでお越しください。なお、堺市民芸術文化ホールの駐車場はまだ運営開始していませんので、公共交通機関をご利用ください。

(8) 質問の受付

募集に関する質問を令和元年5月14日（火）午後5時30分まで受け付けますので、質問のある方は、8ページの質問票を使用又は参照し、ファックス又は電子メールで送信してください。郵送（期限必着）又は直接持参による方法でも結構です。書面以外の方法（電話、口頭等）では受

け付けません。回答は、全ての内容を令和元年 5 月 17 日（金）（予定）に当財団のホームページに掲載します。なお、この回答をもって、本要領の補完、追加とします。

6 総合評価方式による設置事業者の決定方法等

(1) 設置事業者の決定方法

内容点及び価格点の合計点数（以下、「総得点」という。）の最も高い者を設置事業者とする。

※ 総得点の算定方法

総得点＝内容点＋価格点

I 内容点 60点

	評価項目	評価の視点	小計点
1	自動販売機付加機能	省エネルギー性能、防災対策機能、電子マネーなど	10点
2	自動販売機のデザイン	外観色、ユニバーサルデザイン（タッチパネルなど）	10点
3	管理体制	故障時の対応、苦情への対応、商品管理体制	20点
4	商品内容	販売商品内容、取扱銘柄数	20点

II 価格点 40点

1	提案価格	納付金額に基づき算定 (計算式) $40点 \times \text{提案納付金額} \div \text{提案納付金額の最高額}$	40点
---	------	--	-----

III 総得点 100点

(2) 審査の方法

設置事業者を決定するにあたり、提出書類を審査するための「公益財団法人堺市文化振興財団自動販売機設置事業者選定委員会」を設置する。

(3) 設置事業者の選定通知及び公表

設置事業者の決定は、令和元年 6 月上旬の予定です。

選定結果は、設置事業者決定の有無に関わらず当財団から通知します。なお、後日結果をホームページで公表します。

7 契約締結の手続き

(1) 手続きの流れ

ア 設置事業者は、令和元年 6 月 14 日（金）までに下記の書類を堺市民芸術文化ホールに提出してください。

(ア) 自動販売機及び容器等回収ボックスの外形寸法図

(イ) 容器等のリサイクル方法（様式は問いません。）

※自社処理・委託の別（委託の場合は委託業者名記載の契約関係書類の写しを添付すること。）

※リサイクル工程（収集運搬、処分の方法がわかるもの。）

(ウ) 後日、契約書 2 部を渡しますので、「乙」欄に記名押印し、提出してください。（印紙税に

については下記(4)参照)

(2) 契約保証金

免除します。

(3) 契約締結の名義

応募申込書に記載された応募者名で行います。

(4) 印紙税の取扱い

契約書には、印紙税がかかりますので、2部のうち1部の余白に200円の収入印紙を貼付し消印してください。

8 納付金

(1) 設置事業者が提案した納付金額に消費税及び地方消費税額（以下、「消費税額等」という。）を加えた額をもって年額納付金額とします。年額納付金額は、当財団が発行する請求書により、その指定する支払期限（初年度分は令和元年7月1日（月））までに全額お支払いください。

(2) 法律の改正により消費税及び地方消費税の税率が変動したときは、改正以降における上記(1)の消費税額等は改正後の税率により計算します。

(3) 既納の納付金は還付しません。但し、当財団において当該施設を堺市の公用又は公共用に供するため契約を解除又は変更し、若しくは、設置事業者の責めに帰することのできない理由により当該施設の使用の開始又は継続ができないときは除きます。なお、自己の事情により自動販売機を撤去した場合（下記12参照）は、既納の納付金は還付されません。

9 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

(1) 指定する期日（令和元年6月17日（月））までに契約締結の手続きを行わなかったとき

(2) 設置事業者が応募者の資格を失ったとき

(3) 著しく社会的信用を損なう行為等により、設置事業者として相応しくないと当財団が判断したとき

10 設置事業者が設置を辞退した場合

設置事業者が契約締結の手続きを行わない又は設置業者が自動販売機の設置を辞退した場合で、新たな設置事業者を決める公募手続きを行う時間がなく緊急を要するときは、前述の設置事業者の次に高い総得点の者の応募資格を審査のうえ、設置事業者に決定することができるものとします。この場合の納付金は新たな設置事業者が公募手続きで提案した額に消費税額等を加えた額とします。

11 契約の解除

次のいずれかに該当する場合は、契約を解除します。

(1) 設置期間中に、当財団において設置対象部分を堺市の公用若しくは公共用に供する必要が生じたとき

(2) 契約を履行しないとき、又は契約期間内に履行の見込みがないとき

- (3) 契約の締結又は履行について不正な行為を行ったとき、又は不正な行為を行ったおそれが非常に強いとき
- (4) 著しく社会的信用を損なう行為等により、設置事業者として相応しくないと当財団が判断したとき
- (5) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められたとき
- (6) 契約に定める義務に違反する行為が認められたとき

12 自己の事情による自動販売機の撤去

設置事業者は、自らの事情に起因して設置期間中に自動販売機を撤去しようとするときは、当財団に書面で協議を申し出てください。但し、申出期間は毎年4月1日から10月31日までとします。協議の結果、契約の解除に至った場合の解除の日は、解除することを決定した日から起算して4か月を経過する日の属する月の末日とします。(年度をまたがったの撤去はできません。) なお、既納の納付金は、還付しません。また、自動販売機の撤去に伴い、契約を解除された当該設置事業者は、契約を解除した物件に設置する自動販売機に関する次回の公募に応募できません。

13 公募の応募資格の喪失

次のいずれかに該当する場合は、その原因となる日から1年間、自動販売機に関する公募の応募資格を失います。

- (1) 設置事業者が指定する期日（令和元年6月17日(月)）までに契約締結の手続きを行なわなかったとき
- (2) 当財団において、契約を解除されたとき（但し、上記11(1)による解除は除く。）

質 問 票

送 信 先 (郵送・持参先)	〒590-0061 堺市堺区翁橋町2丁目1番1号 堺市民芸術文化ホール 【ファックス番号】072-232-0110 【メールアドレス】f-sacay@sakai-bunshin.com
1. 件 名	飲料等自動販売機設置事業者募集に関する質問
2. 送 信 者 (応募希望者)	所 在 地 (住所) 商号又は名称 (氏名) 代表者職氏名 所属部署名 担当者氏名 電話番号 — — ファックス番号 — —
3. 質問内容	(Blank area for question content)

※質問は令和元年5月14日(火)午後5時30分まで受け付けます。

※書面による方法とし、電話、口頭等による質問は受け付けません。

※ファックスを使用の場合は、送信後、到着の有無を電話で確認してください。

【電話番号(直通)】072-232-0220

※電子メールを使用する場合は、必ず上記1. 2. 3の事項を送信してください。

※郵送の場合は、期限までに必着するよう投函してください。



契約書（案）

公益財団法人堺市文化振興財団（以下「甲」という。）と●●●●（以下「乙」という。）は、次の条項により飲料等自動販売機（以下、「自動販売機」という。）設置に係る契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（物件の表示）

第2条 甲は、次に掲げる物件（以下「当該物件」という。）を乙に使用させ、乙はこれを受け、設置に係る納付金を甲に支払うものとする。

設置番号	物件の表示（設置場所）	設置面積	摘要
①	（1階）エントランスロビー（自販機コーナー出入口側）	●. ●●m ²	うち回収ボックスの面積●. ●●m ²
③	（1階）小ホール楽屋ラウンジ	●. ●●m ²	うち回収ボックスの面積●. ●●m ²

（使用目的）

第3条 乙は、当該物件を自動販売機の設置場所として使用しなければならない。

（設置期間）

第4条 本契約の期間は、令和元年7月1日から令和4年3月31日までとする。

2 乙は設置期間満了後、引き続き当該物件に自動販売機を設置するときは、設置期間満了の6か月前までに甲と協議するものとする。甲が設置期間の更新を行って支障がないと認めたときは、新たに甲と契約を締結することができる。なお、設置期間の更新を行う場合であっても、設置の期間は令和6年3月31日を越えないものとする。

（納付金）

第5条 当該物件の自動販売機設置に係る納付金は、年額金●●●●, ●●●●円（消費税等相当額を含む。）とする。なお、初年度分（令和元年7月1日から令和2年3月31日まで）に係る納付金の年額も同額とする。

（納付金の支払方法及び期限）

第6条 乙は、前条の納付金を甲の発行する請求書により、その指定する支払期限までに全額支払わなければならない。

（遅延利息）

第7条 乙は、納付金を指定する支払期限までに支払いしなかった場合は、支払期限の翌日から支払いのあった日までの期間について、堺市財産規則（昭和39年規則第6号）第32条第4項に定める遅延利息の特例として附則に定める割合で計算した金額（100円未満の端数があるとき、又は当該金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を遅延利息として甲に

支払わなければならない。

(仕様書の遵守)

第8条 乙は、自動販売機の設置にあたっては、別記仕様書の事項を遵守しなければならない。

(転貸の禁止)

第9条 乙は、当該物件における自動販売機の設置場所を第三者に転貸してはならない。

(使用上の制限)

第10条 乙は、当該物件の現状を変更し、又は工作物を設置してはならない。但し、特段の事情により甲の承認を受けたときは、この限りではない。

(物件保全義務)

第11条 乙は、善良な管理者としての注意をもって当該物件の維持保全に努めなければならない。

(契約の解除)

第12条 甲は、次の各号のいずれかに該当した場合は、催告その他何らの手続を用いずに本契約を解除することができる。

- (1) 本契約の期間中に、甲において当該物件を堺市が公用又は公共用に供する必要が生じたとき。
- (2) 乙が本契約に定める義務を履行しないとき、又は本契約の期間内に履行の見込みがないとき。
- (3) 乙が本契約の締結又は履行について不正な行為を行ったとき、又は不正な行為を行ったおそれが非常に強いとき
- (4) 乙の著しく社会的信用を損なう行為等により、自動販売機設置事業者としてふさわしくないと甲が判断したとき。
- (5) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は堺市暴力団排除条例施行規則（平成24年規則第108号）第3条各号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められたとき。
- (6) 本契約に定める義務に違反する行為が認められたとき。

2 乙は、本契約の期間満了前に契約を解除しようとするときは、本契約の期間中、甲に対し毎年4月1日から10月31日までに書面で協議を申し出なければならない。この場合の解除の日は、解除することを決定した日から起算して4か月を経過する日の属する月の末日とする。

(損失補償)

第13条 甲は、前条（第1項第1号を除く。）の解除によって生じた損失を一切補償しない。

(原状回復の義務)

第14条 乙は、第4条に規定する本契約の期間が満了したとき、甲が第12条の規定により本契約を解除したときは、速やかに自己の負担において、当該物件を原状に回復して返還しなければならない。但し、甲が原状に回復する必要がないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

(費用の支出及び請求権の放棄)

第15条 本契約の期間中に当該物件に支出した一切の費用は、理由のいかんを問わず、すべて乙の負担とし、乙は、当該物件を返還するときに、これを甲に請求することができない。

(損害賠償)

第16条 乙は、その責めに帰すべき事由により当該物件の全部又は一部を滅失し、若しくははき損したときは、甲の指示に従い速やかに原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

2 乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(納付金の改定)

第 17 条 甲は、法律の改正により消費税及び地方消費税の税率が変動したときは、改正以降における納付金は改正後の税率により計算した額に改定するものとする。

2 乙は、前項の改定により生じた納付金の差額を甲の発行する請求書により、その指定する支払期限までに支払わなければならない。

(納付金の不還付)

第 18 条 甲において、当該物件を公用又は公共用に供するため本契約を解除し、又は変更したとき、若しくは、乙の責めに帰することのできない理由により当該物件の使用の開始又は継続ができないときを除き、既納の納付金は還付しない。

2 甲は、第 12 条第 2 項の規定により本契約を解除した場合であっても、既納の納付金は還付しない。

(法令の遵守)

第 19 条 甲乙両者は、本契約に定めるもののほか、堺市財産規則（昭和 39 年規則第 6 号）その他法令に定める事項を誠実に遵守しなければならない。

(契約の費用)

第 20 条 本契約に要する一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(契約保証金)

第 21 条 乙に納付させる本契約の契約保証金は、公益財団法人堺市文化振興財団契約規程第 28 条の 2 第 2 号の規定により免除とする。

(疑義の決定)

第 22 条 本契約に関し疑義のある事項又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定する。

上記の契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

令和元年 月 日

「甲」 住所
氏名

「乙」 住所
氏名

仕様書

1 施設の概要

		内容		
施設名称		堺市民芸術文化ホール（愛称 フェニーチェ堺）		
施設所在地		大阪府堺市堺区翁橋町2丁1番1号		
設置主体		堺市		
施設	面積	敷地面積	14,333 m ²	
		建築面積	8,883 m ²	
		延床面積	19,772 m ²	
	階数等		地上6階、地下1階（鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造）	
	ホール席数	大ホール	2,000席 （うち車椅子席12席 オークストラピット182席含む）	
		小ホール	312席（うち車椅子席4席）	
	駐車台数		100台	
その他の施設		大スタジオ（287 m ² ） 小スタジオ（18 m ² 、36 m ² 、64 m ² ） 文化交流室（68 m ² 、98 m ² 、68 m ² ※三室一体利用可能） 多目的室（161 m ² ） 交流・創作ギャラリー ほか		

※詳細はホームページに記載があります。

堺市民芸術文化ホール（フェニーチェ堺） <https://www.fenice-sacay.jp/facility/>

2 休館日等

(1) 休館日

① 第1・3月曜日（祝日にあたる場合は開館）

② 12月29日～1月3日

③ 上記の他、保守点検等を実施する日

ただし、休館日に臨時で開館する場合がある。

(2) 開館時間

9:00～22:00

3 設置場所

別紙（設置箇所図）、台数、寸法上限、最低納付金額

設置番号	設置場所	設置面積寸法上限	設置可能台数	最低納付金額（税抜）
①	（1階）エントランスロビー（自販機コーナー出入口側）	W 1,400×D820×H1,830	1台	年額 ①③計200,000円 ②④⑤計300,000円 ※令和元年は設置期間9ヶ月間だが、10月1日開館による多数の来館者が想定されることから、令和2年度以降の年額と同額とする。
②	（1階）エントランスロビー（自販機コーナー奥側）	W 1,400×D820×H1,830	1台	
③	（1階）小ホール楽屋ラウンジ	W1,400×D820×H1,830	1台	
④	（1階）大ホール楽屋ラウンジ	W1,400×D650×H1,830	1台	
⑤	（2階）大ホール楽屋ラウンジ	W1,300×D850×H1,830	1台	
			5台	

※ 設置場所については、公益財団法人堺市文化振興財団（以下、「当財団」という。）の指示に必ず従ってください。（別添「設置箇所図」参照）

※ 寸法上限には、使用電力計測用の子メーター設置寸法を含み、空容器の回収箱設置場所を含みません。

4 設置期間

令和元年7月1日から令和4年3月31日まで（2年9ヶ月間）

5 設置事業者

設置番号①③で1設置事業者、設置番号②④⑤で1設置事業者とします。

6 空容器回収箱

設置事業者は、設置する自動販売機に併設して空容器の回収箱を設置しなければなりません。

空容器の回収箱は、容器の種類ごとに分別可能なものとし、満杯とならないように適切に回収し、回収した容器は、関係法令等に基づき適切にリサイクルしてください。

回収箱の形式に指定はありませんが、事前に当財団と協議のうえ設置してください。

なお、協議は設置予定の回収箱の大きさや形が安全なものかを事前に確認するためのものです。

7 取扱商品及び販売価格

ア 取扱商品

ペットボトル・カン・紙パック等の密閉式の容器又はカップに入った清涼飲料水(ジュース、茶、水、コーヒー、紅茶、乳製品及びこれらに類する商品を偏りなく設置)とし、酒類の販売はできません。

ただし、設置番号③④⑤は清涼飲料水以外の栄養補給食品等を含む商品ラインナップも可とします。

イ 販売価格

標準販売価格(メーカー小売希望価格)以下としてください。

8 設置機種等

ア インドア型(ペットボトル、カン、紙パック)又はアウトドア型(ペットボトル、カン、紙パック)の飲料用自動販売機

イ ユニバーサルデザイン

誰にでも使用しやすいユニバーサルデザインの自動販売機としてください。

ウ 災害時対応自動販売機

災害時に無償で提供できる自動販売機としてください。

エ 環境対策

消費電力の低減等の技術を導入した省エネ機、または、二酸化炭素等を冷媒としたノンフロン対応機、夜間等はセンサーやタイマーの設置による自動点灯・消灯などの環境対策機能を備えた機種としてください。

オ 電気子メーター

設置するすべての自動販売機に、使用電力計測用の電気子メーターを設置してください。ただし、電気子メーターは施設全体の意匠に配慮し、事前に当財団と協議のうえ設置してください。

カ 紙コップ式の飲料用自動販売機の設置は不可とします。

キ 設置番号①は車いす対応型とします。

9 耐震対策等

自動販売機を設置するに当たっては、耐震対策(転倒防止策)を施すなど、安全に設置してください。

10 衛生管理等

衛生管理、感染症対策等については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ってください。

11 緊急連絡先の表示

設置事業者は、設置するすべての自動販売機に故障等が発生した場合の緊急連絡先を明示するとともに、自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、すべて設置事業者の責任において対応してください。

1 2 維持管理等

ア フルオペレーション

設置事業者において、自動販売機の設置から商品の補充、メニューチェンジ、空容器の回収・リサイクル、金銭管理、故障時の対応、定期点検、自動販売機内部、外観及びその周辺の清掃・美化までの自動販売機の設置管理運営に必要な一切の維持管理業務を行ってください。特に繁忙期については、売り切れがないように、商品を補充してください。

イ 作業時間等

午前9時から午後5時までとし、作業内容、作業時間等については、当財団と協議のうえ、来館者の妨げにならないよう、また敷地内での業務に支障をきたすことのないよう十分に注意してください。

1 3 機種の変更等

設置した自動販売機の機種の変更を行う場合は、あらかじめ当財団に申し出たうえで、承諾を得てください。

1 4 売上実績報告義務

売上実績については、四半期ごとに自動販売機から出力された売上に関するデータを添付し、報告してください。（任意様式）

1 5 事前協議

提出書類の内容（自動販売機の外形寸法又は種類、空き缶等のリサイクル方法等）を変更する場合は、事前に施設管理者と協議し、承認を得てください。

1 6 必要経費

- (1) 自動販売機の設置、撤去及び移転に要する工事費、光熱水費、電気子メーターの設置費等の一切の費用は設置業者の負担とします。
- (2) 電気料金は、子メーターにて計測した使用量により計算した額を当財団が指定する期限までに全額支払ってください。なお、電気子メーターの有効期間の期限切れ等に注意してください。
- (3) その他の経費については、当財団の指示に従ってください。

堺市民芸術文化ホールの運用計画（*利用日数（見込）は令和2年度ベース）

区分		内容
開館日数		311日（365日-30日（休館日）-24日（保守点検日））
休館日等		第1月曜日及び第3月曜日
ホール利用見込 （ホール稼働）		248日（311日×80%（目標利用率）） *令和元年度は142日を想定。 内訳：市民団体先行利用予定期間20日（8月～9月）+オープニング期間3か月（10月～12月）、通常稼働期間3か月（1月～3月）における122日（153日（183日-18日（休館日）-12日（保守点検日））×80%（目標利用率））
事業数 公演数 （見込）	大ホール 利用日数 248日 （見込）	◦主催事業40公演 準備・リハーサル9日 利用日数49日（見込）
		◦特別貸館60公演 準備・リハーサル15日 利用日数75日（見込）
		◦一般貸館100公演 準備・リハーサル24日 利用日数124日（見込）
	小ホール 利用日数 248日 （見込）	◦主催事業20公演 準備・リハーサル4日 利用日数24日（見込）
		◦特別貸館20公演 準備・リハーサル4日 利用日数24日（見込）
		◦一般貸館160公演 準備・リハーサル40日 利用日数200日（見込）
大スタジオ 利用日数 248日 （見込）	◦一般貸館174公演 準備・リハーサル74日 利用日数248日（見込）	
その他諸室		202日（311日×65%（目標利用率）） *令和元年度は133日を想定。（206日（244日-22日（休館日）-16日（保守点検日））×65%（目標利用率））

公募に関する問い合わせ先

〒590-0061

堺市堺区翁橋町2丁1番1号

堺市民芸術文化ホール（愛称 フェニーチェ堺）

【電話番号】072-232-0220

【ファックス番号】072-232-0110

【メールアドレス】f-sacay@sakai-bunshin.com